

マイノリティ女性の権利を考えるための素描

——2003年女性差別撤廃委員会による審議を手がかりに——

澤 敬 子

要 旨

本稿においては、女性の地位に関する法社会学的研究の一部としてマイノリティ女性の権利の射程を考えるために、マイノリティ女性およびその権利について現在どのような議論や認識が存在し内外の法過程がどのような状態にあるかを、とりわけ「マイノリティ女性」という表現に注目し、この表現がはらむ可能性と課題を手がかりとして概観する。

キーワード：マイノリティ女性、女性差別撤廃条約、交差性、複合差別、NGO

1. はじめに

女性差別撤廃条約の実施状況についての日本政府レポートを審議した国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW：Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women）が、'03年夏の第29期会期「最終コメント」のなかで、「レポートにはマイノリティ女性についての情報がない」と指摘したことは、記憶に新しい。委員会はそのうえで、マイノリティ女性が、「教育、雇用、健康、社会福祉、および暴力にさらされていることに関して、（中略）複合的な形態の差別と周辺化に懸念を表明する」とし、また、日本政府に対して、次回レポートにおいて、「マイノリティ女性の状況について、分類ごとの内訳を示すデータを含む包括的な情報、とりわけ教育、健康状態、受けている暴力に関する情報を提供することを求める」としている¹⁾。また、レポートの審議過程においても、多くの委員らがさまざまなマイノリティ女性に触れた発言を行っており、これらはともに、各種のNGO団体が事前に送った報告書と審議にむけた意見聴取が幅広く反映された結果である。

このように、今回の審議では、間接差別、性差別役割に関するステレオタイプの継続、ドメスティック・バイオレンスや強姦規定、人身売買、従軍慰安婦問題、意思決定への女性の参画、雇用差別および職業と家族的責任との両立、民法上の差別規定とりわけ婚外子差別などの問題とならび、「マイノリティ女性」をめぐる問題が、最終コメントにおいて主要な課題として取り

1) 赤松良子・山下泰子監修、日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク編『女性差別撤廃条約とNGO』明石書店、2003年、148頁。

上げられた。それでは、このときCEDAWが言及した「マイノリティ女性」とはどのような人々であり、その権利とはどのような射程を持ったものであろうか。

近年しばしば「人権の国際化」が語られるが、実際は国際人権の国内化であるとも言われており²⁾、人権分野における司法や政策過程に向けた国際法の国内的動員は、重要な法過程の一つとなっている。とりわけ、90年代以降、国際的なジェンダー規範は新たな生成期を迎えており、それは現在、CEDAWをはじめとした多様な人権機関を通して国内ジェンダー規範に影響を与えつつある。なかでもマイノリティ女性の権利に関する規範的議論は、ごく近年のフェミニズム理論の進展にその多くの部分を負っていることもあって、とりわけここ数年の進捗著しい分野である。しかし、日本においては、政府は従来、マイノリティ女性は言うに及ばず在日コリアンの人々さえをもマイノリティとして認めない対外姿勢を維持してきている³⁾。また、ごく最近に至るまで、「省庁間の谷間に落ちたマイノリティの人権論」については、法学の中でも周辺的な位置を与えられるのみで、国際人権法領域以外では十分な研究の対象とされることがなかった⁴⁾。よって、マイノリティ女性の権利に関する規範的議論のあり方は、女性の権利の中でもとりわけ国際法の国内的動員過程が見え易い構造となっているのではないかと予想される。

本稿においては、女性の地位に関する法社会学的研究の一部としてマイノリティ女性の権利の射程を考えるために、マイノリティ女性およびその権利について現在どのような議論や認識が存在し内外の法過程がどのような状態にあるかを、準備的に確認することを目的とする。この分野については、理論面においては、近年、現代思想における進展が著しいが、本稿では、特に法学及びその隣接領域における議論を中心とした「マイノリティ女性」という表現に注目し、この表現が孕む可能性と課題を手がかりとして概観し整理することとする。第Ⅱ章では、国際人権理論におけるマイノリティという表現、権利主体について検討し、第Ⅲ章では、マイノリティ女性論に大きな影響を与えた近年のフェミニズム理論において「マイノリティ女性」が語られる際の、含意または規範的意味を確認する。続いて第Ⅳ章においては、以降のマイノリティ女性の諸議論、つまりマイノリティ女性の権利をめぐるごく最近の国際・国内的な動きと諸議論におけるマイノリティ女性について検討し、第Ⅴ章において以上を前提とした予備的な考察を加える。

Ⅱ. マイノリティとは誰か——国際人権法におけるマイノリティ

「マイノリティ」は日常的な用語であるとともに社会学、政治学などにおいても広く議論されてきた対象であるが、その権利について従来最も影響力があった議論は、国際人権関連のも

2) 戸塚悦朗『国際人権法入門』明石書店、2003年、19頁。

3) 岡本雅享「在日コリアン・マイノリティ」国際人権NGOネットワーク編『ウォッチ！規約人権委員会』日本評論社、1999、99頁。

4) 江橋崇「マイノリティの人権」『ジュリスト』2001.1.1-15 (No.1192)、64-68頁。

のであろう。この章では、マイノリティ女性に関する議論の前提とするため、まず、国際人権全般における「マイノリティ」の意味を概観する。

国際人権におけるマイノリティの問題は、歴史的には宗教的マイノリティや民族問題との関連で理解されることが多かったが、近年は必ずしもそのような理解に限定されてはいない。但し、マイノリティの定義は、国連でも地域人権機関においても一度も正式に採用されたことがないため⁵⁾、関連する条約等における解釈を見ていく必要がある。

マイノリティに関する国際条約のうち、マイノリティの権利保護を直接の目的としたものに、1966年に採択され76年に発効した「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」の第27条があり、そこでは、「種族的（ethnic）マイノリティならびに宗教的又は言語的マイノリティが存在する国において」、彼らに対し、自己の文化享有と言語使用、宗教を信仰し実践する権利を保障している。この条文にも、この条文に関する自由権規約委員会の一般意見にも、マイノリティの語句の定義は存在しないが⁶⁾、人権小委員会から研究を委嘱された特別報告者カポトルチは、1977年、これに該当する集団の要素として、・人口のうえでの数少なさ、・非（被）支配的な地位にあること、・当該国家の国民であり、・他の住民と異なる種族的、宗教的または言語的特性を保持し、・その連帯感情が、自己の文化、伝統、宗教、もしくは言語を保持する方向にあることをたとえ黙示的であるにせよ示しているもの、をあげた報告書を提出している。（下線は筆者強調）⁷⁾

国際連盟の時代から、国家の側は、国民統合と安全を理由に国内マイノリティの権利を認めることに対して抵抗しつづけてきたのであり、たとえマイノリティの構成員が人種、宗教、言語などのような当時は客観的とされていた要素によって自己を支配集団と異なる者と考えていても、マイノリティの構成員のマイノリティ集団への帰属感よりも、「（マイノリティをも含み、国家と結びつけられる）より大きなナショナリティの感覚」の存在という「国家が判断する主観的要素」によってその国におけるマイノリティの存在の有無が判断されることが多かった。窪によれば、カポトルチは、このような国家側による一方的な主観的要素での判断を避けるために「たとえ黙示的であるにせよ」とし、つまり、「マイノリティの構成員による主観的要素が、彼らの行動という客観的要素の中に黙示的に示されている」とすることによって、当事者以外の人間によるマイノリティ存在の判断を阻止しようとしたのである⁸⁾。その後、1994年、規約人権委員会は、第27条に関し、マイノリティの存在は、「締約国の判断に属するものであってはならず、客観的基準によって確認されねばならない」と述べた一般的意見を採択しており、先のような意味での客観的基準が確認されている⁹⁾。

5) 窪誠「マイノリティと国際法」吉川元、加藤晋章編『マイノリティの国際政治学』有信堂、2000年、187頁。

6) 原俊明「第27条：種族的、宗教的または言語的少数者の権利」宮崎繁樹編著『解説・国際人権規約』日本評論社、1996年、261頁。

7) 窪誠、同上、188-9頁。以下、マイノリティの定義に関しては、窪論文を中心的に参考としている。

8) 窪誠、同上、188頁。

9) なお日本政府は、規約人権委員会への1991年の報告書の中でアイヌ民族を第27条が対象とするマイノリテ

なお、第27条の成立当時において、マイノリティの対象として、「先住民」と「移住者」「在住外国人」を含めるか否かについては、国連の場での議論に参加する各国の国内的事情と思惑から、結論を見ることはなかった。しかし、1994年、規約人権委員会は、先住民族についても、また外国人労働者だけでなく一時的訪問者を含むすべての外国人についても、マイノリティとしての権利を享有できる、とする第27条に関する一般的意見を採択している¹⁰⁾。但し、現在、先住民族は、他のマイノリティよりも広い範囲の権利を主張し認められつつある。

以上、自由権規約第27条におけるマイノリティという語句の意味を見てきた。マイノリティの権利保護を直接の目的としたものは、これ以外にも、国連総会が1992年に採択した「ナショナル又は種族的、宗教的及び言語的マイノリティに属するものの権利に関する宣言（『マイノリティ権利宣言』）」があり、国家に対してマイノリティの権利を保障するための積極的な保護措置を取るべき義務を述べており、条約と異なり法的拘束力を持たないものではあるが自由権規約の解釈指針とされている。なお、この宣言でも、マイノリティの定義は明らかにされていないが、この点については、当時の国連事務官ザヤスが「(略) 正確な定義は必要ない。答えは90%以上の場合わかっているものであり、残る問題については、司法機関の先例を含めた政府及び政府間の実行によって、最終的な回答があたえられることになろう」と述べている¹¹⁾。

これら以外にもマイノリティの権利保護を直接の目的としたものではないがマイノリティ保護と関係のある条約は多く、なかでも重要なものとして、1965年に採択された人種差別撤廃条約がある¹²⁾。条約は第一条で、「人種差別」を「人種、皮膚の色、世系 (descent) 又は民族もしくは種族的 (ethnic) 出身」に基づく差別と定義しており、採択以来、生物学的な意味に限定されない文化や歴史を含んだ広い意味で用いられており、マイノリティと重なる部分が多い。

以上から見えてくる「マイノリティ」とは、先住民もすべての外国人もその定義に含んだうえで、締約国の判断ではなく自らで自らをマイノリティと認識する人々、であろう。日本政府が「少数民族」と定訳している¹³⁾「マイノリティ」という存在の国際レベルでの姿とは、このようなものなのである。

イとして認めたが、1991年、1997年の報告書とその審議においても、在日コリアンの人々をマイノリティとしては認めていない。岡本雅享、前掲、99頁。

- 10) 金東勲『国際人権法とマイノリティの地位』東信社、2003年、65頁。なお、彼らの権利については、「先住民及び部族民に関する条約」（1989年採択）、「移住労働者とその家族の権利に関する国連条約」（1990年採択、2003年発効）、「外国人権利宣言」（1985年採択）などが保障を図っている。国連人権委員会は、その下に、個人資格で選出される専門家から構成され国連人権小委員会として知られる「マイノリティ保護及び差別防止に関する小委員会（現在の「人権の保護と伸長に関する小委員会」）」を設立しており、マイノリティの権利保護に関する文書も多い。
- 11) 窪誠、前掲、190頁。
- 12) 自由権規約27条以外にも、国連の各種人権文書は非差別原則を明文で規定することによって、またジェノサイド条約、アパルトヘイト条約など人権諸条約は特定のマイノリティへの差別を禁じることによって、そして、マイノリティの権利宣言、子供の権利条約、教育における差別禁止に関するユネスコ条約、移住労働者とその家族の権利に関する国連条約、ILO169条約などが、マイノリティへの保護を保障している。
- 13) 外務省HP。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_004.html (2004年5月末日)。

Ⅲ. マイノリティ女性とはどのような人たちか——90年代以降のマイノリティ女性論

以上、第Ⅱ章では国際人権法領域におけるマイノリティの定義をめぐる議論を概観した。本来ならば続いて国際人権法領域におけるマイノリティ女性論を見るべきであるが、これは次章で触れることとし、本章では、国際人権法領域のマイノリティ女性論の前提となっている諸議論、なかでも「マイノリティ女性」であることの含意についての近年の議論を見ていくこととする。日本における議論についてはポストコロニアル・フェミニズムの影響が強いと思われるが、本章1節では、これと関連を持つブラック・フェミニズムと直結した¹⁴⁾ 米国フェミニズム法理論のマイノリティ論を手がかりとして、マイノリティ女性の含意を検討する。続いて2節では、これと関わる日本の議論を概観する。

1. 交差性 (Intersectionality) の理論

アフリカ系アメリカ人を中心とした米国におけるマイノリティは、白人マジョリティを中心としたフェミニズム運動から、時には強引に切り捨てられ、時には自ら距離をとり、時にはその相違に焦点を定めた議論を行い歩んできた。80年代後半、ポストモダン・フェミニズムによって、女性を一つのカテゴリーとして捉える本質主義への批判が行われるに至り、マイノリティ論は新しい段階を迎える。この議論の主要なものの一つとして、米国における批判的人種フェミニズムの諸議論がある。この議論においては、それまでの白人女性によるフェミニズム論を、ジェンダー本質主義的なものとして批判する。ジェンダー本質主義とは、「ある『本質的な』女性的経験が、単一かつ統一的なものとして、私たちの人種的、階級的、性的指向的な諸経験のリアリティから独立して存在しており、またそれを切り離して別々に記述することが可能である、とする考え方」である¹⁵⁾。

このようなジェンダー本質主義のせいで、本質主義的に想定された女性の経験が特権的に語られ、その語り手としての「白人女性」が想定されてしまい、黒人女性やそれ以外の女性らが周辺化され無視されてきたことが指摘される。このような本質主義的な想定は、複合的な抑圧を受けている、複数の差別の「交差 (intersection)」に位置する周辺の女性たちの現実において、女性差別と人種差別などの抑圧とがほぐせない網の目となって抑圧の全体が形成されていることを過小評価してしまい、その経験をカテゴリーどうしの単純な足し算に還元して考えしまう、と批判する。「したがって本質主義的な世界においては、黒人女性らの経験はそれ自体が分析の対象にすえられる以前に、『人種のみに興味を持っている』や『ジェンダーにのみ

14) ブラック・フェミニズム、ポストコロニアル・フェミニズム、批判的人種フェミニズムの国際フェミニズム法学理論・規範への浸透の経緯については今後の課題である。

15) Harris, A. P. "Race and Essentialism in Feminist Legal Theory" in Wings, A. K, (eds.) (2003) *CRITICAL RACE FEMINISM*, 2nd ed. New York U. P. 34.

関心を有する』人々が彼女たちの生き様を切り取るのにもなって、常に強制的に断片化されてしま」い、このような女性たちのリアリティが看過され、ますます白人女性を中心としたリアリティのみが強調されるのである、とする¹⁶⁾。

このような議論の登場により、「マイノリティ女性」は、人種などを指標とした周辺的な女性というものから、「女性であること」と「マイノリティであること」の二つ以上の抑圧からうまれる独自の差別を受け経験を持つ人々、として認識されることになる。また、「女性」を単一のカテゴリーとして捉えることが批判されただけでなく、そこからは、「マイノリティ女性」をも単一のカテゴリーとして捉えるのではなく常にその多様性と豊穡さを視野に入れて捉えるべきこと、そして、これらマイノリティ女性を語る人々が誰であるかに至るまでが、検討すべき事柄として要請されることとなったのである。

2. 日本における議論：複合差別論

このような本質主義批判、交差性の議論は、多様なフェミニズム論者が行っており、90年代現代思想によって日本にも精力的に紹介されている。日本の社会学においてこの問題を扱ったよく整理された議論としては、上野千鶴子の「複合差別論」があげられる。上野は「複合差別」を自らの造語としているが、その内容は「交差性」の概念にきわめて近い。複合差別という言葉は、現在、日本のマイノリティ女性を語る際に非常にしばしば用いられる語であるので、ここで簡単に説明しておく¹⁸⁾。

上野によれば、複合差別とは、「単に複数の差別が蓄積的に重なった状態をさすのではな」く（この状態を上野は「重層差別」と呼んでいる）、複数の差別が、「それを成り立たせる複数の文脈のなかでねじれたり、かっとうしたり、ひとつの差別が他の差別を強化したり、保障したり、という複雑な関係にある」差別である¹⁸⁾。

上野は、『『さまざまな差別』どうしのからみあいをときほぐし、そのあいだの不幸な関係を解消するための概念装置』の必要性を説き、複数の差別のあいだの関係をあつかうために、以下の四つの類型をあげている。(1)優位集団と社会的弱者集団との関係（いわゆる差別）、(2)社会的弱者集団間（相互差別）、(3)社会的弱者集団内（重層差別・複合差別）、(4)社会的弱者集団に属する個人のアイデンティティ複合内部の関係（葛藤）である¹⁹⁾。

これらのような80年代後半から90年代にいたるフェミニズムの議論を経た結果、女性の多様

16) Becker, M., Bowman, C. G., & Torrey, M. (eds.) (2001) *CASE AND MATERIALS OF FEMINIST JURISPRUDENCE: TAKING WOMEN SERIOUSLY*. 2nd ed. WEST. 169-188. 批判的人種フェミニズムの議論の概要については、拙稿「アメリカフェミニズム法学におけるマイノリティ論」(94-98頁)、江口聡他「ジェンダーと法」『京都女子大学現代社会研究』第6号、2004年1月、全93-140頁所収。

17) 上野千鶴子「複合差別論」『差別と共生の社会学』岩波書店、1996年、203-232頁。

18) 上野、同上、204頁。

19) 上野、同上、219-230頁。なお、上野は、同著で、80年代後半の「マイノリティ・フェミニズム」の動きが、「集団内部での『他者の経験』を導きだし、解き放つしくみを内在的に作りあげてきた」と評価している。

性への視点は分析における不可欠な要素となり、たとえば「開発と女性」の分野では、以降、ジェンダー分析に「少数民族、エスニシティ、カースト、階級などの分析変数を組み込むことにつながり」、先進工業国だけでなく「基本的人権のみならず日々の必要な条件が満たされていないような途上国」でも、「女性というカテゴリーに対処していくことが便宜（あるいは結果）として必要な状況にあるものの、女性や民族の多様性が求められている」状況となった、とされている²⁰⁾。

IV. 国際人権におけるマイノリティ女性

それでは、次に、「マイノリティ女性」については、国際人権分野はどのような議論を行ってきたのであろうか。国際人権法領域全般でのジェンダーの流れを見てみると、79年に女性差別撤廃条約が採択されたものの、「かえって、女性の人権は女性差別撤廃条約に任せておけばよいといった了解」が広がる結果となってしまい、「ジュネーブに本拠を置く主流人権機関が人権規範の内実をジェンダーの視点に立って再定式化する契機はおよそ生まれ出なかった」とされている²¹⁾。つまり、マイノリティ女性は言うに及ばず、国際人権と女性の権利のクロスオーバー自体、検討されることがなかったのである。

そのようななか、国際人権においてマイノリティ女性がかつともしばしば語られていたのは、やはり、女性に関する諸人権機関においてである。これらはどのような言及なり、検討なりを行ってきたのであろうか。本章では、国際的な反差別組織である「反差別国際運動」の日本委員会が編集し最も近年のマイノリティ女性の動きを描いている2冊『マイノリティ女性が世界を変える！——マイノリティ女性に対する複合差別』（2001年）と『マイノリティ女性の視点を政策に！社会に！——女性差別撤廃委員会日本報告書審査を通して』（2003年）を主として参照しながら、1節では、その歴史的流れを簡単に、2節においては、そこでの日本のNGOの取り組みを紹介する。

1. 国際人権領域におけるマイノリティ女性への言及

女性差別撤廃条約は、締約国の領土内にいる総ての女性に対する差別の撤廃を求めており、これらはマイノリティの女性らも含むものである。しかし、国連の人権機関などが「マイノリティ女性」(minority women)、「周辺化された女性」(marginalized women)などを言葉が使うようになったのは、ごく近年のこととされる²²⁾。

20) 田中由美子『『開発と女性 (WID)』と『ジェンダー開発 (GAD)』』、田中由美子、大沢真理、伊藤るり編著『開発とジェンダー』国際協力出版会、2002年、30頁。

21) 阿部浩己「国際人権と女性」『国際人権の地平』現代人文社、2003年、31頁。

22) 元百合子「序論 複合差別とは—ナイロビ女性会議から女性差別撤廃委員会日本審査までの軌跡」IMADR-JCマイノリティ女性に対する複合差別プロジェクトチーム編『マイノリティ女性の視点を政策に！社会に！—序性差別撤廃委員会日本報告書審査を通して』解放出版社、2003年、16頁。

しかし、マイノリティ女性という言葉は使わずとも、既に、1985年のナイロビでの第三回世界女性会議において採択された「2000年にむけての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の中に、マイノリティ、先住民族の女性についての項目があり、女性であることと被差別グループに属することからくる二重の抑圧についての指摘と提言がなされていたという²³⁾。

1990年代に入ると、国連でのマイノリティ女性への言及が急速に増えてくる。以下、複合差別に関する軌跡をまとめた元百合子の解説を参照する²⁴⁾。1993年、国連総会採択の「女性に対する暴力に関する宣言」が、先住民族、マイノリティ、難民、貧困や武力紛争下の女性など、「特定のグループ」の女性が暴力にさらされやすいことを指摘。1995年の第4回世界国際女性会議である北京女性会議、2000年の「女性2000」の国連特別総会のそれぞれにおいて、その成果文書でマイノリティ女性について触れられている。また、2000年、自由権規約委員会は、男女の権利に関する一般的意見のなかで差別の複合について言及している²⁵⁾。

続いて、2001年の第45期国連女性の地位委員会でも、「ジェンダーおよびあらゆる形態の差別、とくに人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容」がテーマの一つとしてとりあげられ、成果文書では、複合差別の認識だけでなくその予防や保護という側面が強調されている²⁶⁾。

なお、人種差別関連の人権機関でも近年展開が著しい。フェミニズム国際法学が僅かながらもその輪郭を示し始めたのは、90年代以降になってからとされるが、以降は急速な展開を示し、90年代には、「ジェンダーの主流化」が各種の人権条約機関でも取り入れられ、2000年には、最保守とされる人種差別撤廃委員会も、人種差別とジェンダーとの連関を公的に認める一般的勧告を採択している²⁷⁾。そこでは、女性にのみ向けられる差別の例として、先住民族女性に対する強制的不妊措置、拘禁中または武力紛争中に特定の人種やエスニックグループ女性に対する性暴力、外国で家事労働者として働く女性への虐待などがあげられているが、このような勧告が出された背景として、これまでの「世界女性会議を経て、女性の中でも人種差別を受けるグループの場合には特別な状況があるという認識が定着してきたことがある」とされる²⁸⁾。

そして、2001年には、人種差別撤廃委員会の日本レポート審議「最終コメント」で、マイノリティ女性に関する社会・経済的データを次回報告書で報告するようという勧告がだされた。また、2001年に南アフリカのダーバンで開催された「人種主義・人種差別・外国人排斥および関連のある不寛容に反対する世界会議」においては、NGO側が期待したようなジェンダーと人種差別の交差性の分析には至らなかったものの、政府間会議の文書において、ジェンダーと人種差別の交差性の視点を取り入れる、という一般的条項が入れられている²⁹⁾。

23) 熊本理抄「マイノリティに属する女性に対する複合差別ネットワーク」反差別国際運動日本委員会編『マイノリティ女性が世界を変える！——マイノリティ女性に対する複合差別』解放出版社、2001年、202頁。

24) 元、同上、18頁。

25) 元、同上、18頁。

26) 熊本理抄「ジェンダーと人種差別の『交差』 = 『複合差別』『反人種主義・差別撤廃世界会議と日本』部落解放、2002年、502号、190頁。

27) 阿部、同上、37頁。

28) 藤岡美恵子「人種差別撤廃条約と日本のマイノリティ女性」『女性たちの21世紀』2001年、26号、42頁。

29) 藤岡美恵子「反人種主義・差別撤廃世界会議報告」『国際女性』2001年15号、79頁。

2. 日本のNGOの取り組み

以上のような目覚しい成果は、近年における世界的な人権意識のあり方の変化とグローバル化を背景としてはいるが、同時に、各国のマイノリティ女性たちの積極的なNGO活動の結果であることは、言うまでもないであろう。それでは、これらの議論に影響を与えたマイノリティ女性たちとは、どのような人々であったのであろうか。ここでは、本稿の冒頭で触れた'03年夏の日本政府へのCEDAWの勧告に影響を与えたマイノリティ女性たちの活動から、これを見てみよう。

日本政府のレポートがCEDAWで審議されることが決まったことを受けて、国際女性の地位協会などの呼びかけにより、2002年末、日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC：Japan NGO Network for CEDAW）が結成され、46団体が加入した。日本レポート審議までのJNNCの活動は、(1)会期前のCEDAW作業部会へ9団体による情報提供、(2)CEDAWから政府に出された質問事項に対して政府より先に別回答作成と公表、(3)NGOレポート、NGOサマリーレポートとNGO回答のCEDAWへの送付、(4)衆参女性議員懇談会との省庁交渉、(5)審議傍聴への出発前の記者会見、国連本部において、(6)JNNC開催のランチタイムブリーフィング、(7)非公式ブリーフィングであった³⁰⁾。

マイノリティ女性に関する多様なNGOがこれらに参加しているが、なかでも反差別国際運動日本委員会はこれらすべての活動に参加しており、特に(1)でも発言時間を得てマイノリティ女性と人身売買について発言している。また、(3)のNGOレポートとしては、マイノリティ・グループのNGOからは、「在日韓国民民主女性会」「在日本朝鮮人人権協会」「女性の家HELP」「部落解放同盟中央女性対策部」「北海道ウタリ協会札幌支部」「DPI女性障害者ネットワーク」の6つの当事者団体と「反差別国際運動日本委員会」が、レポート提出をしている。また、サマリーレポートでは、これら以外にも、「売買春問題ととりくむ会」が外国人女性の売買春について、「日本弁護士連合会」が外国人女性の権利について触れている。特に反差別国際運動日本委員会は、1995年の北京国際女性会議以来の活動、人種差別撤廃委員会他へのロビイング経験を生かし、積極的な活動を行っていたことが見てとれる³¹⁾。

このような積極的かつ具体的な活動と、それまでに国連人権機関の側に積み上げられたマイノリティ女性への認識の深化の一つの結果が、今回のCEDAWの最終コメントであったと言えるであろう。

30) 田中恭子「第4次、第5次日本レポート審議にむけたNGOの取り組み」日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク編『女性差別撤廃条約とNGO』明石書店、2003年、42頁。

31) 荒井摂子「審査を活用するNGOの取り組み」IMADR-JCマイノリティ女性に対する複合差別プロジェクトチーム編『マイノリティ女性の視点を政策に！社会に！——女性差別撤廃委員会日本報告書審査を通して』解放出版社、2003年、161頁。

V. 考 察

以上、マイノリティ女性およびその権利について現在どのような議論や認識が存在するかを、特に国際人権領域における「マイノリティ女性」という表現を手がかりとして概観してきた。本章では、これらの検討をもとに、今後の研究の方向としての三つの視点から、若干の考察を加えたい。

まず、第一に、マイノリティ女性の権利についてであるが、交差性の理論や複合差別については、現在マイノリティグループやNGOがその課題や実践的な議論を深めつつある。マイノリティ女性の権利全般の見通しから見るならば、現在はこれら理論をツールとし、マイノリティ女性に対する国際レベルでの認識、そして国内レベルでの認識が深まりつつある段階と言えるであろう。今後はマイノリティ女性の実態を把握した詳細なデータを政府が収集し、それらを基に政策形成過程の議論につなげていく必要がある。94年の前回のCEDAWの審査において勧告された「間接差別」の是正については、厚生労働省が是正に取り組む研究会を発足させたのは、2003年6月であり、昨年度のCEDAWにおいても、その歩みののろさを厳しく批判する委員もいた。まずは日本政府のすみやかな対応が期待される。そして次には、マイノリティ女性らを持っている関係性の中での問題を、どういう形で予防、保護し、権利として形作っていくのかを、より具体的に検討していかねばならないが、それらはたとえばアメリカにおける「女性に対する暴力禁止法」で対象とされる外国人妻で虐待を受けている女性の在留権取得のように、特に新しい法制度や法理論を必要とするものである可能性もあり、内外のマイノリティ女性の現状や制度のより一層の分析や検討が必要となろう。

第二に、法過程論的に見た場合、本稿で見たように、マイノリティ女性の法動員は、国際人権規範を援用しつつ直接的に国内法規範の形成過程に圧力を加える方向へと移行している。また、国際人権規範の形成そのものにも圧力をかけている状態でもある。もちろん一概には言えないが、マイノリティには選挙権を持たない者も多く、その利益や要求が最も政治過程に乗りにくい人々であり、長い間「民主主義に見放された人々」と言われていた³²⁾。今現在も国内的な政策形成過程には乗りにくく、その間にも国際人権規範は進展し、現状のような状況となったのである。よって、そのようななかで人々が最終的にあるべき規範として受け入れうる法にするために、このような形での国際法の道具的動員が持ちうる諸課題を視野に入れていくことも必要であろう。そのためには、もちろんマイノリティ女性の状況に対する社会的認識の広まりは不可欠であるが、同時に、憲法を始めとした各法領域が、まず、国際法に対し開かれたものであらねばならないだろう。

第三に、マイノリティ研究すべてについて言えることであるが、これらはあくまで「マイノ

32) 吉田晴彦「マイノリティの権利保障に取り組むアクター」吉川元、加藤晋章編『マイノリティの国際政治学』有情堂、2000年、129頁。

リティの問題」ではなく、マイノリティとマジョリティの関係なのであり、マジョリティ自身の問題であることも指摘されて久しい。「一部のマイノリティ女性の問題」なのではなく、そのような女性たちをマイノリティ女性として析出してしまふ社会の側の問題でもある。そして、マイノリティとマジョリティが常に結び合う多様な関係性のなかで、そのような関係が固定的に析出される構造が出来上がってしまっていることの問題でもある。よって、この問題を考える際には、マイノリティを生み出し続けることで維持されてきた社会からの周辺化の問題全般に対する理論的な取り組み・視点も欠かすことはできない。また、それは同時に、社会におけるマジョリティの法のあり方に対する批判的視点を伴うものでなければならないだろう。

なお、最後にマイノリティ研究に関する当面の結語を述べておく。Ⅲ章で引用した米国の批判的人種フェミニズムは、同じく、当事者性の要請、白人研究者の位置についても厳しい批判を行っており³³⁾、また日本においても90年代以降、マイノリティについて語る者の立場性が厳しく問われている³⁴⁾。90年代フェミニズムの洗礼を受けた後のジェンダー研究は、自らの位置への批判的認識を欠かすことはできず、マイノリティを語る事が白人の自己証明になっていないかを常に問い続けながら議論するしか方法がない。

経済グローバリズムの光と影が織りなす世界において、トランスナショナルなフェミニズムの動きに呼応しつつ多様性・個別性・不正義の是正を要請する規範的主張を含んだマイノリティ女性の権利の取り組みが、マイノリティの女性たちが日々生きている関係性の中で経験する多様な経験のうち、暴力、虐待、差別、そして苦しみや悔しさ、矛盾、理不尽さ、抑圧、諦めの、何をどのような形で法／権利という道具によって実効的な形へと取り出し得るか、その試みはまさに今進行中である。

参考文献

- IMADR-JCマイノリティ女性に対する複合差別プロジェクトチーム編『マイノリティ女性の視点を政策に！社会に！——女性差別撤廃委員会日本報告書審査を通して』解放出版社、2003年。
- 赤松良子・山下泰子監修、日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク編『女性差別撤廃条約とNGO』明石書店、2003年。
- 阿部浩己『国際人権の地平』現代人文社、2003年。
- 井上 俊他編『差別と共生の社会学』岩波書店、1996年。
- 金東 勲『国際人権法とマイノリティの地位』東信社、2003年。
- 岡本雅享「在日コリアン・マイノリティ」国際人権NGOネットワーク編『ウォッチ！規約人権委員会』日本評論社、1999年、96-116頁。
- 田中由美子、大沢真理、伊藤るり編著『開発とジェンダー』国際協力出版会、2002年。
- 戸塚悦朗『国際人権法入門』明石書店、2003年。
- 反差別国際運動日本委員会編『マイノリティ女性が世界を変える！——マイノリティ女性に対する複合差別』

33) Grillo, Trina and Wildman, Stephanie “Obscuring the Importance of Race: the Implications of Making Comparisons between Racism and Sexism (or other-isms)” in Wildman S. (1996) *PRIVILEGE REVEALED: HOW INVISIBLE PREFERENCE UNDERMINES AMERICA* 85-102 in Becker, et al. supra at 188-193.

34) 鄭映恵「アイデンティティを超えて」井上俊也編『差別と共生の社会学』岩波書店、1996年、27頁。

解放出版社、2001年。

宮崎繁樹編著『解説・国際人権規約』日本評論社、1996年。

吉川 元、加藤晋章編『マイノリティの国際政治学』有信堂、2000年。

江橋 崇「マイノリティの人権」『ジュリスト』2001.1.1-15 (No.1192)、64-68頁。

熊本理抄「ジェンダーと人種差別の『交差』 = 『複合差別』」『反人種主義・差別撤廃世界会議と日本』部落解放、2002年、502号、189-205頁。

藤岡美恵子「人種差別撤廃条約と日本のマイノリティ女性」『女性たちの21世紀』2001年、26号、41-43頁。

藤岡美恵子「反人種主義・差別撤廃世界会議報告」『国際女性』2001年15号、77-80頁。

Becker, M., Bowman, C. G., & Torrey, M. (eds.) (2001) *CASE AND MATERIALS OF FEMINIST JURISPRUDENCE: TAKING WOMEN SERIOUSLY*, 2nd ed. WEST.

Harris, A. P. "Race and Essentialism in Feminist Legal Theory" in Wings, A. K. (eds.) (2003) *CRITICAL RACE FEMINISM*, 2nd ed. New York, U.P. 34.